



消防団関係表彰 多年にわたる活動をたたえ

◎ 総務課 自治振興係 ☎77・3903

3月12日、芝山町役場で実施された伝達式において、多年にわたる消防活動などの功績をたたえ芝山町消防団員の方々が次のとおりそれぞれ表彰されました。

【表彰内容】

■千葉県知事特別功労章

古川 陽一 副団長

■千葉県知事永年勤続功労章

冬木 克典 副団長

■配偶者功労感謝状

冬木 和子 夫人

■日本消防協会長精進章

飯高 康晴 本部付分団長

※今回の表彰については、それぞれ多年の勤続年数を有しており、その活動に関する功績や成績が抜群であることがたたえられての受章となりました。また、消防の重要性を深く認識し、多年にわたりその活動を支えた受章者の夫人にも感謝状が贈呈されました。なお、令和2年度千葉県消防

大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。



▲冬木克典さん・和子さん



▲古川さん(右から2番目)、飯高さん(左から2番目)

さらなる情報収集 町公式SNSをご登録ください！

◎ 総務課 情報公聴係 ☎77-3921

町公式のTwitterとFacebookからさまざまな情報を発信しています。また、ホームページ上で発信される情報も連携して受信することができますのでぜひご登録ください。

《町公式SNSアカウント情報》

●Twitter

『千葉県芝山町(公式)』
@town_shibayama



●Facebook

『芝山町役場』



※TwitterとFacebookのフォローをお願いします。

リニューアルした ホームページをご覧ください！

◎ 総務課 情報公聴係 ☎77-3921

全面リニューアルにより一新した町ホームページ。見やすさや情報検索のしやすさを追求し、より多くの新しい情報をお届けしていきますのでぜひご覧ください。(以下、おすすめ情報をご紹介します)

●「しばやま日和」－町の出来事紹介－

町のイベント、保育所・幼稚園・小中学校の行事、町に関連する取り組みなどを日々情報発信しています。町の最新の出来事を日替わりでチェックできますのでぜひご覧ください。

●「芝山町ってこんな町！」－町の魅力発信－

町の魅力や実際に芝山町に住んでいる方々の声などを紹介する特設ページです。町の新たな魅力発見としてぜひご覧ください。

※「芝山町ってこんな町！」の中で町の魅力を発信していただける方を募集しています。ご家族、団体、個人は問いませんので、ご興味がある方は情報公聴係までご連絡ください。



(町ホームページ)

合併処理浄化槽維持管理費補助金

4月から受け付けを開始します

⑤ まちづくり課 環境下水道係
☎ 77-3924

浄化槽を使用する場合は、浄化槽法で定められた「保守点検・清掃・法定検査」を実施することが義務付けられています。町では、合併処理浄化槽の適正な維持管理をしている方に、維持管理費の一部を助成しています。

補助対象者・補助金額

■対象者 芝山町に住所を有する方で、住宅に設置した10人槽以下の合併処理浄化槽を適正に維持管理している方

■補助金額 毎年1回 1万円（上限）

対象とならない方

- ・浄化槽の設置届けをせずに合併処理浄化槽を設置した方
- ・建築確認を受けずに合併処理浄化槽を設置した方
- ・法定検査を受けていない方

（※1）

- ・法定検査の結果が不適正と判定された方
- ・千葉県浄化槽取扱指導要綱を遵守していない方
- ・賃貸など営利を目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置した方

- ・町税を滞納している方

補助対象となる経費

- ・合併処理浄化槽の維持管理にかかる保守点検費（※2）
- ・法定検査費用

補助対象とならない経費

- ・トイレの汚水のみを処理する

単独処理浄化槽の維持管理費
・汚泥の汲取りにかかる費用

申請方法・受付期限

■申請方法 まちづくり課環境下水道係備え付けの申請用紙、または町ホームページから印刷した申請書類に必要書類を添えて申請してください。

■申請に必要なもの

①維持管理に関する契約を証明する書類の写し
②令和2年4月1日から令和3年3月31日までに法定検査を受検し、適正であったことを証明する書類の写しと領収書の写し
③令和2年4月1日から令和3年3月31日までに保守点検を実施した全ての記録票および領収書の写し
④申請者名義の預金通帳または口座番号が分かるもの
⑤印鑑

※右記①②③の必要書類を一部でも紛失してしまった方は、検査依頼先に連絡し、書類の再発行をしてください。

■受付期限

9月30日(木)

用語解説

（※1）法定検査とは

浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能が発揮されているかを確認する重要な検査です。

毎年1回、検査を受けることが法律で定められており、検査は公的な検査機関が行います。※検査費は有料です。

◎法定検査に関する問合せ

（社）千葉県浄化槽検査センター
☎ 043-246-6283

（※2）保守点検とは

浄化槽のさまざまな装置が正常に作動しているか点検し、装置の調整・修理、汚泥などの引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充などを行います。

保守点検の作業には技術上の基準があり、専門的知識や技能、専用の器具機材が必要です。県知事登録をしている保守点検資格のある業者に作業を委託することをおすすめします。※4カ月に1回以上、点検費は有料です。

◎保守点検に関する問合せ

（社）千葉県環境保全センター
☎ 043-245-4222